

○防衛省告示第二百九十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が令和六年十二月三日次のとおり決定された。

令和六年十二月五日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇八七	池子住宅地区及び海	逗子市	国有	土地…約二、四〇〇平方メートル	
	軍補助施設		民有	土地…約二〇平方メートル	
			国有	工作物…囲障等	

令和六年十一月三十日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇五六 牧港補給地区 浦添市 国有 土地…約四〇平方メートル

公有 土地…約一〇平方メートル

民有 土地…約六五〇平方メートル

災害時に使用する避難用ゲート等を設置  
するため共同使用する。

使用期間…設置作業完了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

二〇〇一 三沢飛行場

青森県上北郡東北町

水域…約九、〇七六、〇〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年一月一日から同年十月三十一日までの間、四回、一回につき四日間

小川原湖の一部水域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約一、四〇〇平方メートル

工作物…門等

消防署等として追加提供する。

三二四四 鶴見貯油施設

横浜市

国有